平成30年度 保険薬局の指導における主な指摘事項

(平成31年2月末日)

I 調剤全般に関する事項

- 1 処方せんの取扱い
- (1) 特定の施設の従業員に薬剤の交付を行っている。

保険薬剤師は、薬剤師法第25条の2に基づき、患者又は現にその看護 に当たっている者に対し、必要な情報の提供及び必要な薬学的知見に基 づく指導を行うこと。

- (2)「処方」欄に不備のある処方せんにつき、疑義照会をせずに調剤を行っている。
 - ① 用法の記載がない
 - ・シムジア皮下注 200mg シリンジ 1 ml
 - ・ナゾネックス点鼻液 50 μ g56 噴霧用
 - ② 用法の記載が不適切
 - ・ニトラゼンクリーム2% (「かゆい所」の記載のみ)
 - ・メトトレキサートカプセル 2mg とフォリアミン錠 5mg の服用日の記載 がない。
 - ・服用時点(食前・食後等)の記載がない。
 - ③ 用量の記載がない
 - ・ベネトリン吸入液 0.5%
 - ・ラキソデート内用液 0.75%
 - ・フルティフォーム 125 エアゾール
 - ④ 用量の記載が不適切
 - ・リオナ錠 250 mg 5錠 1日3回食直後-

不均等の場合の記載等

- ⑤ その他
 - ・2つ以上の規格がある医薬品の場合に規格の記載がない。

(MS温シップ「タイホウ」600g) 100g/袋? 200g/袋?

- (3) 不備のある処方せんを受付、調剤を行っている。
 - ・「処方」欄中の「変更不可」欄に「✔」又は「×」が記載されている にもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の記名のみで押印のない処 方せんをそのまま受け付け、調剤を行っている。
 - ・保険医の署名と押印が異なる。

2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない。(処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。)

(1) 禁忌例への使用が疑われるもの

・消化性潰瘍が疑われる患者に対するロキソニン錠

(2) 承認内容と異なる効能効果 (適応症) での処方が疑われるもの

- 鉄剤の吸収促進のための処方が疑われるシナール配合顆粒
- ・感冒又は上気道炎の症状改善等以外を目的とした処方が疑われるト ーワチーム配合顆粒

(3) 承認内容と異なる用量での処方が疑われるもの

- ・1 日 80mg を超えるニフェジピン CR 錠
- ・高齢者へのロヒプノール錠1回4mg

(4) 承認内容と異なる用法で処方されているもの

- ・レパーサ皮下注 140mg ペン 1ml を 2 週間毎に継続投与されている患者 に対して、1 週間しか投与期間が空いていない投薬日が指定されて いた。
- ・エスワンタイホウ配合 OD 錠 T20 の14日間投与後28日間休薬
- ・オルメテック OD 錠又はオルメサルタン OD 錠 20mg の1日2回
- ・ノルバスク錠又はアムロジピン OD 錠 5 mg及び同錠 2.5mg の 1 日 2 回
- ・メインテート錠 0.625mg 又は同錠 2.5mg の 1 日 2 回
- ドキサゾシン錠2mgの1日2回
- ・カンデサルタン錠8mgの1日2回
- ・アテレック錠10の1日2回
- ノウリアスト錠20mgの1日2回
- ・ジェイゾロフト OD 錠 50mg の 1 日 2 回
- ・ユニフィル LA 錠 200mg の 1 日 2 回
- ・ドパコール配合錠 L50 及び同錠 L100 の 1 日 5 回
- ・セレニカR顆粒40%の1日2回
- フロセミド錠40mgの1日2回
- ・エピナスチン塩酸塩錠10mgの1日2回
- シルニジピン錠5mgの1日2回

1回薬の2回投与な ど。疑義照会をしても 薬歴に記載がない場 合は、H31年度(R1年 度)個別指導より「査 定」の対象。

- ・アルファロールカプセル $0.5 \mu g$ の 1 日 2 回
- ・ヘルベッサーRカプセル 100 mgの1日2回
- ・リシノプリル錠 5mg の1日2回
- ・インヴェガ錠3mgの1日3回
- ・サインバルタカプセル 20mg の1日2回
- ・リリカ OD 錠の1日4回
- ・リピディル錠80mgの1日2回
- ・ツロブテロール塩酸塩 DS 小児用 0.1%の1日3回
- ・パキシル CR 錠 12.5mg の 1 日 2 回
- ・ロナセン錠8mgの1日3回
- ・ペルマックス錠250 µgの起床時
- ・ドンペリドン錠 10mg の食後
- ・モンテルカスト錠 10mg の朝食後
- ケトプロフェンテープ 40 mgの1日2日ロキソプロフェン Na テープの1日2回

外用薬も注意!

モーラステープ L40mg の1日2回

(5) 倍量処方が疑われるもの

- ・マイスリー錠5 mgの1回2錠 30日分(他処方56日分)
- ・エチゾラム錠 0.5mg の1回2錠 30日分(他処方63日分)
- ・ロヒプノール錠2 2mgの1回2錠 18日分(他剤は35日分)

(6) 相互作用(併用注意)が疑われるもの

- ・クラビット錠 500mg とアルサルミン細粒 90%
- ・リーマス錠200とロキソプロフェン錠60mg

(7) 重複投薬が疑われるもの

- ・異なる医療機関から処方されたモーラステープ 40 mgとモーラスパップXR120 mg
- ・異なる診療科の医師から、同一部位に対して処方されたロキソニン テープ 50mg とモーラステープ L40mg
- ・異なる診療科の医師から、同一部位に対して処方されたロキソプロフェン Na テープ 100mg とジクロフェナクナトリウムテープ 15mg
- ・異なる医師から処方されたロキソニンテープ 100mg
- ・SG配合顆粒とPL配合顆粒
- ・同一薬剤の60日分処方が3ヶ月連続している。

(8) 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて 投与されているもの

- ・コンスタン 0.4mg 錠30日分と頓服12回分(他剤は42日分)
- ・ブロチゾラム M 錠 0.2528日分と頓服28回分(他剤は56日分)
- ・エチゾラム錠 1mg の頓服 5 6 回分(他剤は 5 6 日分)

(9) 漫然と長期にわたり処方されているも

疑義照会までは求められていない。患者に効果等の確認をおこない、その内容を薬歴に記載す

- ・ガスモチン錠 5mg 又はモサプリドクエン酸塩錠 5mg
- ・月余にわたるメチコバール錠又はメコバラミン錠 500 µ**る**。
- ・ネキシウムカプセル 10mg 又は 20mg
- ・ランソプラゾールカプセル 15mg
- ・パリエット錠 10mg
- ・エパルレスタット錠

3 調剤

(1) 処方された医薬品と異なる医薬品を調剤している。

(2)後発品の調剤

- ① 一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後 発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤 している。

4 調剤済処方せんの取扱い

- (1) 保険薬剤師の押印がない。
- (2) 調剤済年月日の記載が不適切。(鉛筆書き等)
- (3) 実際の調剤済年月日と異なる年月日が記載されている。
- (4)調剤前の日付を調剤済年月日としている。

5 調剤録の取扱い

・調剤した薬剤師の氏名が誤っている。

Ⅲ 調剤技術料に関する事項

1 調剤基本料

受付回数を1回とすべきところを2回受付としている。(同一日に複数の 処方せんを受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為 に基づいて交付された処方せんについて受付回数を2回として算定してい る。)

2 地域支援体制加算

調剤従事者等の資質の向上を図るための研修実施計画を作成していない。

3 一包化加算

- ① 治療上の必要性が認められない場合に算定している。
- ② 医師の了解を得た上で行ったものではない場合に算定している。
- ③ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、一包化の理由を調剤録等に記載していない。

4 自家製剤加算

製剤工程を調剤録等に記載していない。

5 調剤料の夜間・休日等加算

加算の対象とならない日又は時間帯において調剤を行った場合に算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬学管理等におけるプライバシーへの配慮

患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施していない。

2 レセプトコンピュータの初期設定

特定薬剤管理指導料の算定について、受付時に事務員がレセプトコンピュータへ入力を行っている。

3 薬剤服用歴管理指導料

(1) 手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただ し書の点数を算定している。

- (2) 次の事項について、処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない。
 - ・患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の情報
 - ・患者又はその家族等からの相談事項
 - ・服薬状況(残薬の状況を含む。)
 - ・患者の服薬中の体調の変化
 - ・併用薬等の情報
 - ・合併症を含む既往歴に関する情報
 - ・他科受診の有無
 - ・副作用が疑われる症状の有無
 - ・飲食物(服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。)の 摂取状況

(3)薬剤服用歴の記録

- ① 薬剤服用歴の記録を最終記入日から起算して3年間保存していない。
- ② 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。(次回来局日以降に記載している。)
- ③ 次の事項の記載がない(下線は特に多いもの)
 - 調剤日
 - ・処方内容に関する照会の内容
 - アレルギー歴
 - •副作用歷
 - 服薬状況
 - ・残薬の状況
 - ・患者の服薬中の体調の変化
 - ・併用薬等の情報
 - ・ 他科受診の有無
 - ・副作用が疑われる症状の有無
 - ・飲食物(服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。) の摂取状況
 - ・後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ・手帳による情報提供の状況
 - ・服薬指導の要点
 - ・指導した保険薬剤師の氏名
 - ・今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

④ 次の事項の記載が不適切

- ・服薬状況(「不良」と考えられるものに「無」又は「良」と記載されている)
- ・残薬の状況(「残薬あり」と考えられるものに「無」と記載されている)
- ・副作用歴(アカシジアがあると考えられる患者に対して「副作用なし」と

記載)

- ・副作用が疑われる症状の有無(副作用の記載がある患者に対して 「副作用:無」と記載している。)
- ・手帳による情報提供の状況(手帳を持参していない場合に「あり」 と記載されている。)
- ・患者の服薬中の体調の変化(体調の変化に関する記載がある場合に「体調の変化:なし」と記載している。【2】

(4) 薬剤情報提供文書

ノ 次の副作用の記載がない。

・リスパダール OD 錠又はリスペリドン錠又は細粒1%の高血糖、低血糖

- ・ジャヌビア錠 50mg の急性膵炎
- ・スーグラ錠 50mg のケトアシドーシス
- ・アトルバスタチン錠又は同 OD 錠 10mg の劇症肝炎
- ・リスキミア皮下注 300 μ g3ml の急性膵炎
- ・トラゼンタ錠 5mg の急性膵炎
- ・エクア錠 50 mgの急性膵炎
- ・ジプレキサ錠 2.5 mgの低血糖、高血糖、糖尿病性ケトアシドーシス
- ・グラクティブ錠25 mgの急性膵炎
- ・クエチアピン錠の糖尿病性ケトアシドーシス、糖尿病性昏睡等
- ・メトトレキサート錠 2mg の間質性肺炎等の肺障害、消化管障害
- ・メトホルミン塩酸塩錠 500mg の乳酸アシドーシス
- ・モサプリドクエン酸塩錠 5mg の劇症肝炎
- ・エビリファイ錠 3mg の糖尿病性ケトアシドーシス、低血糖
- ・ラミクタール錠 100mg の重篤な皮膚障害

② 服用上の注意事項の記載が不十分

・ 処方された多種類の点眼剤について、投与の順番や投与間隔などの記載がない。

③ 用法の記載が不十分

・服用時点(食前・食後等)の記載がない

特に、添付文書の「重要な基本的注意」に重大な副作用の初期症状が書かれている場合は、薬剤情報提供文書に記載するようにする。

(5) 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

- ① 次の事項の記載がない
 - ・患者のアレルギー歴、副作用歴
 - ・必要に応じて服用に際して注意すべき事項
- ② 必要に応じて服用に際して注意すべき事項の記載が不十分
 - ・ 処方された多種類の点眼剤について、投与の順番や投与間隔など、使用に際し注意すべき事項の記載がない。
- ③ 用法の記載が不十分
 - ・服用時点(食前・食後等)の記載がない。

(6)薬剤服用歴の記録(電磁的記録の場合)の保存等

電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全 管理に関するガイドライン(第5版)」に準拠していない。

- 特定のIDを複数の職員が使用している。
- ・パスワードが4文字である例が認められた。パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。
- ・定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育研修を行ってい ない。
- ・運用管理規程に監査体制、監査責任者、監査の内容、監査者の任務及 びアクセスログの監査の規定がない。
- ・運用管理規程に運用管理者の職務に係る規定がない。
- ・運用管理規程に監査及び監査責任者の職務に係る規定がない。
- 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。

(7) 麻薬管理指導加算

- (1) 薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない。
- ② 麻薬の服用状況を確認していない。
- ③ 麻薬による鎮痛等の効果及び副作用の有無の確認を行っていない。

(8) 重複投薬・相互作用等防止加算

処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴の記録 に記載していない。

(9) 特定薬剤管理指導加算

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - ・虚血性心疾患又は拡張型心筋症に基づく慢性心不全に用いたカルベジロール錠 2.5mg、ビソプロロールフマル酸塩錠 0.625mg
 - ・高血圧症に用いたアーチスト錠2.5mg

複数の適応症が承認と なっている薬剤は注 意!

- ② 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及 び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。
- ③ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。

(10) 乳幼児服薬指導加算

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項 等について、確認を行っていない。
- ② 乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他 必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。
- ③ 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬 指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。

(11) かかりつけ薬剤師指導料

- ① 患者の署名付きの同意書が作成されていない。(患者の配偶者の署名のみ)
- ② 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。

代理人が記載する場合も、 本人の名前(代筆)+代理 人の名前で作成する。

IV 薬剤料に関する事項

・ 生理食塩水 21ml を誤って 20ml 注射液 21 管と請求していた。

V 事務的事項

共同指導午前中の現地調査の時に指導を受ける場合が多い

1 届出事項

変更の届け出が出されていない。

- (1) 保険薬剤師(常勤又は非常勤)の異動(退職を含む。)
- ② 保険薬剤師の勤務形態
- ③ 休業日

2 掲示事項

(1) 次の事項の掲示がない

- ① 薬剤服用歴管理指導料に関する事項
- ② 厚生局長に届け出た事項
 - ・調剤基本料1
 - 調剤基本料 2
 - ・調剤基本料3口

- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- 地域支援体制加算
- •無菌製剤処理加算
- ③ 明細書の発行状況について
 - ・明細書の発行状況に関する事項
 - ・一部負担金等の支払いがない患者に関する記載
 - ・公費負担医療の受給者に関する記載

原則、一部負担金の無い患者に 対しても明細書を発行する。

(2)薬局内のわかりやすい場所に掲示がない

・調剤料の夜間・休日等加算の対象日、受付時間帯

(3) 届け出ていない事項の掲示がある

• 在宅患者調剤加算

3 一部負担金等の取扱い

- ① 明細書について、仕入れ時に負担する消費税が反映されている旨を記載していない。
- ② 領収証が標準様式に準じたものになっていない。

4 保険薬局の独立性

保険医療機関の Fax コーナーへ職員の派遣を行っている。

VI その他

1 調剤報酬明細書の記載

一包化加算について、一包化を行っていない剤の「加算料」欄に「包」の 記号を記載している。

2 関係法令の理解

- (1) 保険調剤に係る調剤情報等の個人情報については、「個人情報の保護に 関する法令」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱 いのためのガイドライン」等の規定を踏まえ、その取扱いに係る薬局内掲 示を行う等、配慮すること。
- (2)被保険者証のコピーを保有している